

# 幌延町強靱化計画

令和2年12月策定  
(令和3年2月修正)

北海道 幌延町



# ●● 目 次 ●●

<b>第1章</b>	<b>はじめに</b>	1
1	計画の策定趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画の推進期間等	2
4	地域防災計画との役割分担	3
<b>第2章</b>	<b>幌延町強靱化の基本的考え方</b>	4
1	本町の概況	4
2	幌延町強靱化の目標	5
3	本計画の対象とするリスク	6
<b>第3章</b>	<b>脆弱性評価</b>	7
1	脆弱性評価の考え方	7
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	8
3	評価の実施手順	9
4	評価結果	9
<b>第4章</b>	<b>幌延町強靱化のための施策プログラムの策定等</b>	24
1	施策プログラム策定の考え方	24
2	施策推進の指標となる目標値の設定	24
3	施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）	25
4	推進事業の設定	25
5	幌延町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧	26
<b>第5章</b>	<b>計画の推進管理</b>	50
1	計画の推進方法	50

## 1 計画の策定趣旨

平成23（2011）年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなりました。

こうした中、国においては、平成25（2013）年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26（2014）年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定されました。その後、策定から5年が経過した令和元（2019）年12月に国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定されています。

北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、平成27（2015）年3月に「北海道強靱化計画」を策定しており、5年が経過した令和2（2020）年3月には直近の自然災害から得られた知見などを踏まえ改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されているところです。

幌延町（以下「本町」という。）においては、近年の集中豪雨、暴風・暴風雪、突風を中心とした災害の教訓を踏まえ、「幌延町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化しており、町民の意識も高まっていますが、人口減少や少子高齢化の進行、社会資本の老朽化などにより将来的な地域の防災力の低下は免れない状況です。

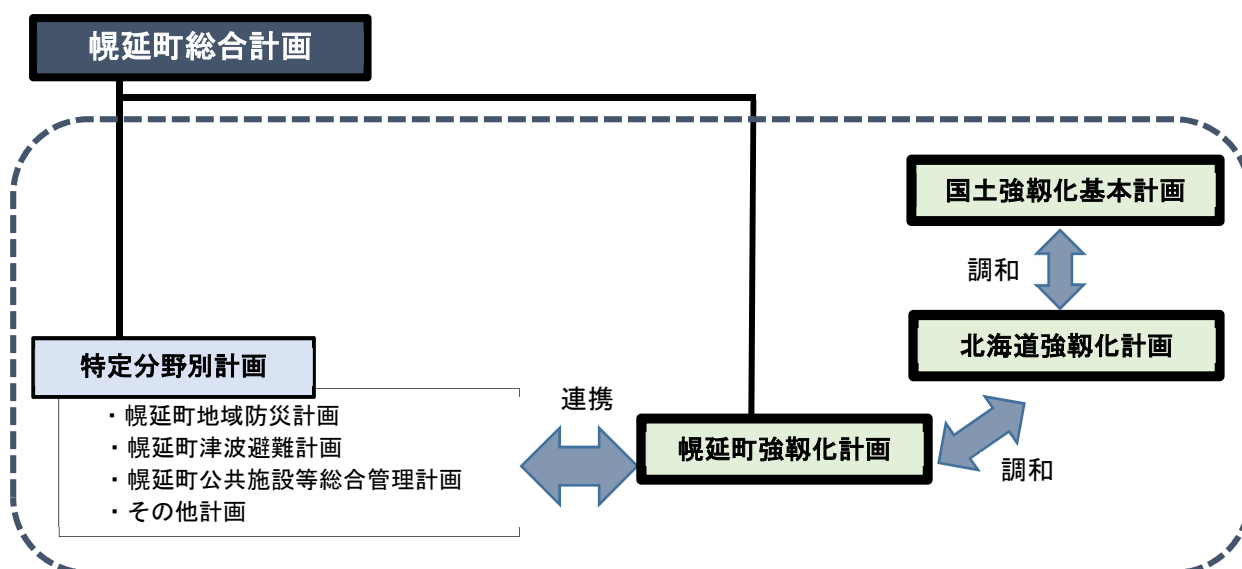
以上のことから、本町における自然災害に対する脆弱性を評価・分析し、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するため、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する「幌延町強靱化計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。

このため、本町の総合計画や他の特定分野別計画と連携し、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。

### ■本計画の位置付け



## 3 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間はおおむね5年（令和2（2020）年度から令和6（2024）年度まで）とします。

また、本計画は、幌延町の他の特定分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置付けるものであることから、国土強靱化に関連する特定分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図ります。

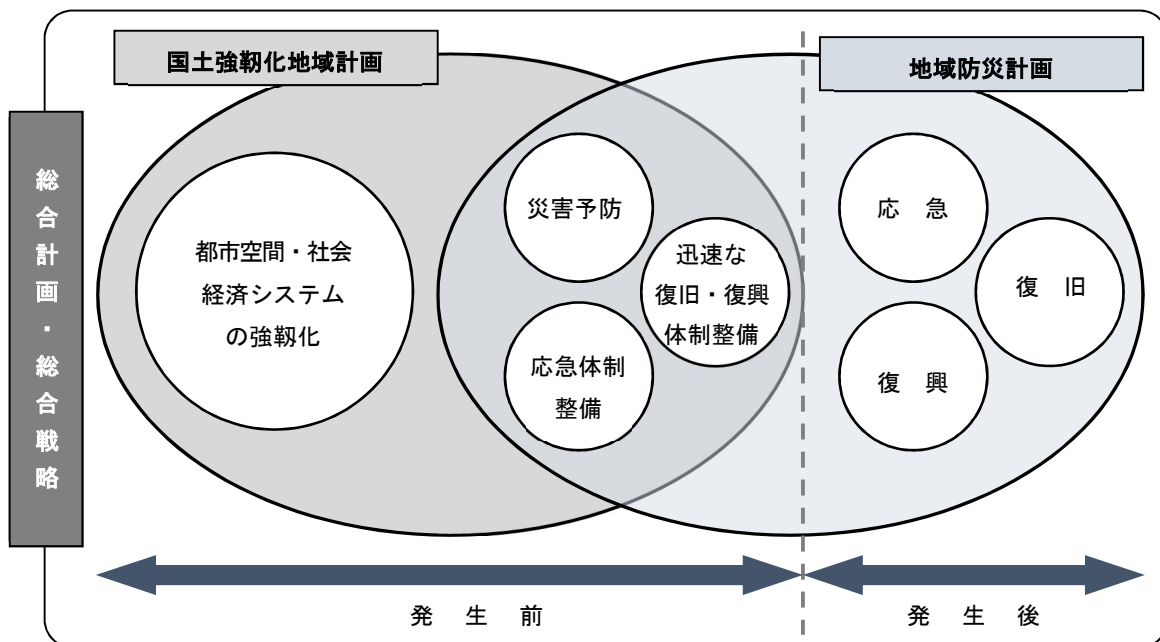
## 4 地域防災計画との役割分担

「防災」は、基本的には、地震や洪水などの「リスク」を特定し、「そのリスクに対する対応」を取りまとめるもので、地域防災計画では「地震・津波対策」、「雪害対策」、「風害」、「高潮災害対策」、「事故災害対策」のリスクごとに計画が立てられています。

一方、国土強靱化は、リスクごとの対処対応をまとめるものではなく、①あらゆるリスクを見据えつつ、②どんなことが起ころうとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強靱」な行政機能や地域社会、地域経済を事前につくりあげていくものです。

そのため、強靱化の計画は、あらゆるリスクを想定しながら「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を明らかにし、最悪の事態を引き起こすリスクを減らすために事前に取り組むべき施策を考えるというアプローチから、平時において強靱な仕組みづくり、国づくり、地域づくりを持続的に展開するなどの、強靱化の取組の方向性・内容を取りまとめたものとなります。

### ■本計画と地域防災計画との関係イメージ



## 第2章 幌延町強靱化の基本的考え方

### 1 本町の概況

#### (1) 位置・地勢

本町は、日本の北部、北海道西天北地域のほぼ中央に位置し、北緯45度線上にあります。北は豊富町、猿払村、東は浜頓別町、中頓別町、南は中川町、天塩町に接し、西は日本海に面しています。

総面積の約62%を山林が占めていますが、標高は比較的lowく全体的に緩やかな傾斜地となっています。河川は、北海道三大河川の一つで天塩岳に源を発している天塩川をはじめとして、その支流であるサロベツ川、問寒別川など約70河川ありますが、海岸に港湾はなく、漁業資源に乏しい浅海砂礫地帯となっています。

#### (2) 人口・世帯

平成27年国勢調査における本町の総人口は2,447人で、昭和60(1985)年から30年間で1,403人(36.4%)減少しています。高齢化も進んでおり、4人に1人以上が65歳以上の高齢者となっています。生産年齢人口は大きく減少しており、今後、ますます人口減少、少子高齢化が進行することが見込まれます。

また、世帯数については、平成2(1990)年以降、増加傾向にありましたが、平成27(2015)年で減少に転じ、1,128世帯となっています。1世帯当たり人員は年々減少しており、平成27(2015)年には2.17人となっています。

■年齢3区分別人口の推移

単位：上段(人)/下段(%)

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
総人口	3,850	3,327	3,095	2,835	2,784	2,677	2,447
年少人口(15歳未満)	868	672	534	375	354	328	320
構成比	22.5	20.2	17.3	13.2	12.7	12.3	13.1
生産年齢人口(15~64歳)	2,625	2,222	2,026	1,853	1,797	1,738	1,478
構成比	68.2	66.8	65.5	65.4	64.5	64.9	60.4
老年人口(65歳以上)	357	433	535	607	633	611	649
構成比	22.5	20.2	17.3	13.2	12.7	12.3	13.1

※構成比は小数点第2位以下を四捨五入し、小数点第1位で表記しており、各比率の合計が100.0%とならない場合があります。(以下同様) 出典：国勢調査

■一般世帯数及び1世帯当たり人員の推移

単位：上段(世帯)/下段(人)

	昭和60年 (1985)	平成2年 (1990)	平成7年 (1995)	平成12年 (2000)	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)
一般世帯数	1,185	1,102	1,125	1,121	1,184	1,192	1,128
1世帯当たり人員	3.25	3.02	2.75	2.53	2.35	2.25	2.17

出典：国勢調査

## 2 幌延町強靱化の目標

本計画は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することに加え、本町が持つポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に向け積極的に貢献していくことを目的としています。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組であり、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

以上の考え方を踏まえ、本計画の推進に当たっては、国の基本計画や、北海道強靱化計画に掲げる目標に配慮しつつ、次の3つを本町の目標として掲げ、関連施策の推進に努めます。

### ～ 幌延町強靱化の目標 ～

- (1) 大規模自然災害から町民の生命・財産と幌延町の社会経済システムを守る
- (2) 幌延町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 幌延町の持続的成長を促進する



### 3 本計画の対象とするリスク

本計画の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震などの広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（1）に掲げる「大規模自然災害から町民の生命・財産と幌延町の社会経済システムを守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（2）に掲げる「幌延町の強みを活かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害についても、本町として対応すべきリスクの対象とします。

以上のことから、本計画で想定する主な自然災害リスクを以下のとおり設定します。

#### ■想定するリスク



#### ■本町における過去の大きな災害

種 別	発 生 年 月 日	被 害 内 容
洪 水	昭和50年 9月6日～8日	集中豪雨（円山213.6mm）により天塩川流域はん濫 家屋浸水25戸、農地被害4,351ha、河川決壊24か所、道路決壊2か所、 橋梁3か所
洪 水	昭和56年 8月3日～6日	集中豪雨（幌延153.9mm、問寒別170.5mm）により天塩川はん濫 家屋浸水35戸、農地被害1,745ha、道路決壊14か所 河川決壊2か所、橋梁1か所、営農用水施設3件、 明渠排水2件、その他3件
台 風	平成16年9月8日	台風（瞬間最大風速36m/s）により甚大な被害 住宅一部破損38戸、非住宅全半壊148棟、農業被害162件、商工被害13件、 公立文教被害1件、社会教育施設6件、社会福祉施設1件
大 雨	平成22年 7月28日～29日	大雨による被害 町道法面崩壊2か所、陥没1か所、路肩崩壊2か所、林道路盤亀裂1か所、 農地冠水380ha

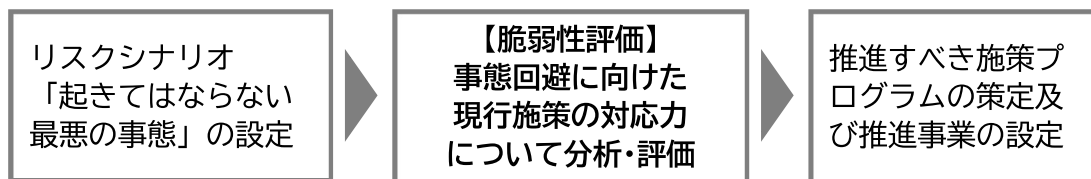
# 第3章 脆弱性評価

## 1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町においても、本計画に掲げる強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

### 【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



### 【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・過去に本町で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施
- ・また、国土強靱化への貢献という観点から、本町における大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など町外における大規模自然災害のリスク低減に向けた本町の対応力についても、併せて評価

## 2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

### 【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 町内における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

## 3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用しています。

## 4 評価結果

評価結果は次のとおりです。

### (1) 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### 【評価結果】

##### (住宅、建築物等の耐震化)

- 本町の平成28(2016)年における住宅の耐震化率は70.4%となっており、北海道平均の87%(2015)や全国平均の82%(2015)を下回っている状況です。「幌延町耐震改修促進計画」に基づき、相談体制の整備や適切な情報提供等により町民が安心して耐震診断や耐震改修ができる環境を整備、安全性の向上に関する普及啓発に努め耐震化の促進を図る必要がある。

##### (建築物等の老朽化対策)

- 小中学校等の公共施設は災害時の避難所となるため、長寿命化や老朽化改修を行う必要がある。
- 耐震改修促進計画、公共施設等総合管理計画、長寿命化計画等の計画に基づき、今後も定期的に建築物の安全点検と随時補修を行い、耐震強度維持などにより長寿命化を図る必要がある。

##### (避難場所の指定・整備・普及啓発)

- 幌延町地域防災計画により緊急避難場所や避難所を指定している。町民への周知を図るためハザードマップや本町のホームページなどを活用して認知度を高める必要がある。
- 国や道が浸水想定区域の見直しや変更を行った際は、避難所などの見直しや整備の検討を行う必要がある。
- 施設や避難場所の安全を確保するため、耐震改修なども含め、耐震改修促進計画、公共施設等総合管理計画、長寿命化計画等の計画に基づき、計画的な維持管理、施設の更新を行う必要がある。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るために必要な福祉避難所について、指定されているものの、開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制構築、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に取り組む必要がある。

## 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

### (緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要となる緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や道路整備を国と北海道と連携して計画的に推進する必要がある。

### (火災予防と防火意識の高揚)

- 火災の未然防止や防火意識の高揚を図るため、防火に対する啓発活動を推進する。

### (その他)

- 近年多発する地震災害を踏まえ、宅地造成地における地盤変動予測調査を推進し、住民への情報共有を図る必要がある。
- 地震・津波による被害軽減施策を進めるため、国の断層モデルの設定状況を踏まえ検討を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

・住宅の耐震化率	70.4% (H28)
・公立小中学校の耐震化率	100.0% (H31)
・指定緊急避難場所の指定状況	31 か所 (H31)
・指定避難所の指定状況	6 か所 (H31)
・福祉避難所の確保状況	3 か所 (H31)
・一般家庭における住宅用火災警報器設置率	90.0% (H31)

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (警戒避難体制の整備等)

- 指定避難所の1か所が、新たに指定された土砂災害警戒区域に該当しており避難所の再整備が急務となっている。
- 北海道では土砂災害の発生するおそれのある区域の指定（土砂災害警戒区域など）を行っており、北海道などの関係機関と連携して、指定された区域の土地利用の規制など、町民周知の必要がある。
- ハザードマップ更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。
- ハザードマップ等を活用して、災害（特別）警戒区域内の住民が自ら適切な避難行動を起こすための意識づくりが必要である。

#### (砂防設備等の整備、老朽化対策)

- 北海道において、土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めており、緊急性や必要性などの情報提供を行うなど整備を実施するための連携を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

・土砂災害警戒区域指定数	13 か所 (H31)
・災害ハザードマップの作成	作成済 (H29.10 更新)

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### 【評価結果】

##### (津波避難体制の整備)

- 地震・津波による火災や津波などの災害から町民の安全を確保するため、日頃から避難路の確認等を行い、関係機関との連絡体制の構築や避難訓練など避難体制の整備を図る必要がある。
- 平成 29 (2017) 年にハザードマップを更新し、全世帯に配付済みであるが、今後新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備を行う必要がある。
- 津波災害に対し、避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、整備を促進する必要がある。

#### 【指標 (現状値)】

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ・災害ハザードマップの作成 (再掲) | 作成済 (H29.10 更新) |
| ・津波避難計画の作成         | 作成済 (H31.3)     |

### 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

#### 【評価結果】

##### (洪水・内水ハザードマップの作成)

- 災害ハザードマップについては、平成 27 (2015) 年の水防法の改正により、想定される最大規模の洪水浸水想定区域を住民に周知することが義務付けられ、国や北海道が管理している河川の浸水想定区域図に基づき「幌延町災害ハザードマップ」を作成。その後、平成 29 (2017) 年にハザードマップを更新し町内全戸に配付済みであり、引き続き当該ハザードマップの周知に努める必要がある。

##### (河川改修等の治水対策)

- 北海道、幌延町ではそれぞれの管理する河川において、洪水を防ぐための河道の掘削や築堤整備などの治水対策、樋門や樋管などの管理を行っており、今後も計画的に整備を進める必要がある。
- 近年頻発するゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

##### (地下施設の防災対策)

- 市街地や住宅地の雨水管はおおむね整備されている状況であるが、道路整備が行われていない砂利道などは雨水管も整備されていないことが多いことから、道路排水のために整備が必要である。
- 近年、時間最大雨量が増加する傾向にあるため、既設管の排水能力の増強や民地などから道路へ流出する雨水の抑制が必要である。

#### 【指標 (現状値)】

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| ・災害ハザードマップの作成 (再掲) | 作成済 (H29.10 更新) |
|--------------------|-----------------|

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 【評価結果】

#### (冬道の対策)

- 円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題も抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

#### (道路環境の向上)

- 各道路管理者（国、北海道、幌延町）において管理道路の除排雪事業を進めているが、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化する必要がある。

#### (除雪体制の確保)

- 冬季の安全確保のため、除排雪体制の整備が必要である。
- 安定した除雪体制の確保と向上を図るため、地形や積雪の状況等自然条件に適合した除雪機械の更新・増強に努めるとともに、除雪事業者の確保・担い手不足の解消に取り組む必要がある。

### 【指標（現状値）】

・除雪車両台数	14台 (H31)
・町道及び公共施設除雪延長	102路線 111.6km (H31)
	公共施設 30か所 (H31)

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

### 【評価結果】

#### (積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 冬期間の厳しい自然条件下での災害を想定した避難所開設訓練を行うとともに、被災者のストレス軽減のため、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、停電時でも避難所機能を保つことができるよう発電機などの計画的な備蓄が必要である。

#### (帰宅困難者対策)

- 暴風雪による視界不良での多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季における対応を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

・石油ストーブ	40台 (H31)
・発電機	8台 (H31)
・毛布	840枚 (H31)

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

### 【評価結果】

#### (関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 大規模自然災害の発生時においては、迅速で正確な情報収集・伝達を図るため、国や北海道などの関係機関との連絡体制を整備する必要がある。
- 被災状況や避難に関する情報について、報道関係機関への情報提供をはじめ、IP 告知端末機、緊急速報メール等、様々な周知広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切に情報を伝達するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした伝達技術等の習熟を図る必要がある。

#### (地域防災活動の推進)

- 現在、幌延町地域防災計画に基づき自主防災組織の設立、育成に取り組んでいる。今後、災害時の円滑な情報伝達及び地域防災力の向上と地域住民等による「共助」の浸透を図るため、地域防災マスター制度等を活用し、組織結成を促進するなど地域防災力の向上に向けた取組が必要である。

#### (住民等への情報伝達体制の強化)

- 災害時における住民安否情報の確認のため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 広報車、IP 告知端末機、防災行政無線システムの活用等、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害により孤立する危険のある町の区域の被災者、帰宅困難者等の情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を進める必要がある。
- 災害発生時の避難等において支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援を迅速かつ適切に行うため、本町において避難行動要支援者の名簿を作成しており、災害時に本町をはじめ町内会や自主防災組織など地域住民が名簿を活用して避難が円滑に進むための体制整備が必要である。
- 北海道や本町はデマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、北海道警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する必要がある。

#### (外国人を含む観光客等への情報伝達対策)

- 災害発生時において、外国人を含む住民や観光客等滞在者の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、本町や関係機関が連携した受入体制の整備が必要である。また、災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備が必要である。

#### (防災教育推進)

- 町内会等への防災意識高揚を目的とした出前講座等を実施するなど、地域全体での「自助」、「共助」、「公助」による防災意識のより一層の浸透を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配布や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を進める必要がある。

### 【指標（現状値）】

・ 自主防災組織結成数	12 団体 (H31)
・ 避難行動要支援者名簿の整備	整備済 (H28)
・ 町内小中学校の防災訓練実施延べ回数	年 6 回 (H31)



## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### 【評価結果】

#### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備)

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、各関係団体等が応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の実効性を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 社会福祉協議会などの関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア受入窓口の設置及び活動環境の整備を図る必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。

#### (非常用物資の備蓄促進)

- 「幌延町防災備蓄品計画」に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄を推進するほか、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者と食料調達に関する協定を締結するなど、災害時における食料等の確保・供給に努める必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源を確保することが重要であることから、自発的な備蓄等を促進するため啓発活動に取り組む必要がある。
- 町内会や自主防災組織等においては、非常時に持ち出すことが困難な物資について、備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制を構築する必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、本町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進するほか、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知するとともにその充実を図っていく必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	21件（H31）
・ 幌延町防災備蓄品計画の策定	策定済（H28）

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### 【評価結果】

#### (合同訓練など関係行政機関の連携体制整備)

- 災害時における応急対策が円滑かつ効果的に実施できるよう、各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を引き続き実施する必要がある。
- 消防職員等の災害対応力向上のため、災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施し、総合的な人材育成の取り組みを進める必要がある。
- 近年の人口減少、高齢化、雇用形態の変化により年々消防団員数が減少しており、地域防災力、水防力の維持・強化には地域住民や事業所による消防団活動への理解や活動参加などを促すことにより、加入促進を図る必要がある。

#### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害時には自治体職員だけでは災害への対応力に不足が予想されることから、即戦力となる自衛隊の体制維持への支援や平時からの連携構築が必要である。

#### (消防施設等の整備)

- 災害対応能力の維持及び強化のため、消防車両・資機材等の更新・配備や消防団の装備の充実及び増員を図る必要がある。

#### (救急体制の充実)

- 救急救命士を計画的に養成及び教育するとともに、住民等に対して応急手当等の普及を推進する必要がある。

#### (救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る必要がある。
- 大規模自然災害時に通信ネットワークを確保するための情報基盤の整備として、デジタル化された消防救急無線の増強及び更新により、災害対応力の強化を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

・ 防災訓練の実施回数	年1回 (H31)
・ 消防団団員数	61人 (H31)
・ 救命講習会開催回数	14回 (H31)

## 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

### 【評価結果】

#### (保健機能の充実)

- 大規模災害時における感染症の発生及び避難所内における感染症のまん延などを防止するため、平時から感染症対策として定期的な予防接種を実施するとともに、関係機関と連携して感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨が必要である。

#### (被災時の医療支援体制の強化)

- 災害の規模等に応じた適切な医療救護活動を実施するため、医師会、歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期は北海道に対して、災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する必要がある。
- 病院施設や付随する医療機械の整備、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努め、災害時の対応力向上を図る必要がある。

#### (避難所等の生活環境の整備、健康・感染症対策)

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品やトイレ環境の充実を図ることが必要である。また、車中など避難所以外への避難者への対応を検討する必要がある。
- 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う必要がある。

#### (災害時拠点医療機関等の機能強化)

- 広範囲で大規模な停電が発生した場合に備え、緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する必要がある。

#### (災害時における福祉的支援)

- 社会福祉協議会や民生委員など福祉関係者との連携を図り、地域の高齢者や障がい者等の要配慮者を把握し、要配慮者家族への自助・共助の啓発、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備する必要がある。また、福祉避難所における災害用資機材や物資の整備及び要配慮者への相談助言体制のより一層の推進を図る必要がある。

### 【指標 (現状値)】

・ 予防接種法に基づく予防接種麻しん・風しんワクチン (2期) の接種率	95.2% (H31)
・ 特定健康診査受診率	34.1% (H31)
・ 避難行動要支援者名簿の整備 (再掲)	整備済 (H28)

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内における行政機能の大幅な低下

##### 【評価結果】

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部となる役場庁舎については、災害時の機能確保・維持を図るため、老朽化対策や自家発電装置の設置検討、また、職員の召集体制や関係機関との連絡体制を計画的に整備する必要がある。
- 災害対策本部の機能強化に向け、幌延町地域防災計画の見直しや本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を図る必要がある。

##### (業務継続体制の整備)

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制を確保する必要がある。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取り組みを図る必要がある。

##### (IT 部門における業務継続体制の整備)

- 大規模災害時においても、行政業務を継続する上で重要な役割を果たす情報システムの機能を維持・継続するために、システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT 部門における業務継続計画」の策定を推進し、取組を計画的に進める必要がある。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した場合の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他市町村との応援・受援体制の拡充を図る必要がある。

##### (行政情報等のバックアップ体制の整備)

- 本町をはじめ道北地域は、北海道の行政機能の中心である道央圏や首都圏などとの同時被災のリスクが低いことによる優位性があり、また本町の基幹産業が酪農業であることから、バックアップ機能を十分に発揮できる体制づくりが必要である。  
「北海道総合開発計画」において災害時におけるバックアップ拠点機能を確保することで国全体の国土強靱化への貢献が示されていることから、展開の方向性に合った事業を進めていくことが必要である。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努める必要がある。

##### 【指標（現状値）】

・業務継続計画（BCP）の策定	未策定（H31）
・業務継続計画（IT）の策定	未策定（H31）
・職員初動マニュアル作成	未策定（H31）

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### 【評価結果】

##### (再生可能エネルギーの導入拡大)

- 災害による停電の際の電力や熱源の確保のため、太陽光発電や風力発電、バイオマス発電などの地域特性を活かした再生可能エネルギーの導入拡大を、国や北海道などの関係機関と連携を図りながら推進する必要がある。
- 特定の電源種・エネルギー源に依存せず、エネルギーセキュリティーを高め、災害時においても電力や熱などの供給を維持し、エネルギー構成の多様化を図る必要がある。

##### (電力基盤等の整備)

- 被災による停電時における電力供給機能を確保するため、北海道胆振東部地震による全道停電の教訓を踏まえた対策や非常時にも対応可能な設備の導入、普及など電源の多様化に努める必要がある。
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

##### (多様なエネルギー資源の活用)

- 本町における環境的特性を活かした再生可能エネルギーの導入の取り組みと、北海道と連携してエネルギー構成の多様化の推進を図る必要がある。

##### (避難所等への石油燃料供給の確保)

- 災害時において緊急車両や避難所等への石油燃料の安定供給を確保するため、石油販売業者などによる団体との災害時における供給協力に関する協定締結等の取組が必要である。

#### 【指標（現状値）】

・太陽光発電システム導入済み公共施設数	4 施設 (H31)
・幌延町バイオマス産業都市構想	策定済 (H30)
・災害時における石油類燃料の供給等に関する協定件数	2 件 (H31)

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### 【評価結果】

#### (食料生産基盤の整備)

- 生産流通拠点である酪農関連施設が、大規模災害などにより打撃を受けた場合、地域の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、平時はもとより災害時においても地域防災・減災対策を含め、酪農関連施設などの生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。
- 酪農生産者の経営安定化を図るために、国や北海道の事業を活用しながら農業基盤整備に取り組んでおり、今後も生産量増加を図るとともに災害に強い生産基盤整備について支援を進める必要がある。

#### (酪農業の体質強化)

- 現在、本町の基幹産業である酪農業は、ここ数年、高齢化や後継者の不足などにより従事者及び戸数の減少が進んでいることから、次世代の担い手育成や確保対策を進める必要がある。

#### (生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、平時においても販路促進や流通の促進を図るほか、業者間の協定締結など、相互応援体制の確保を図る必要がある。

### 【指標（現状値）】

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| ・ 農業就業人口        | 220人 (H31)    |
| ・ 幌延町農業振興地域整備計画 | 策定済 (R2 改定予定) |

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### 【評価結果】

##### (水道施設の耐震化、老朽化対策等)

- 災害時においても、安定給水を確保するため、浄水場・配水管等の施設の計画的かつ効率的な更新及び耐震化を進める必要がある。
- 公衆衛生環境の確保のため、計画的に施設の耐震化を進めるとともに、老朽化による事故や機能停止を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を計画的に進める必要がある。

##### (水道施設の防災機能の強化)

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、水道事業者において緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、水道事業者における応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図るとともに、災害対応を担う人材の育成を行う必要がある。

##### (下水道施設等の耐震化、老朽化対策等)

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を計画的に進める必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・配水管における鋳鉄管割合（CIP（鋳鉄管）延長/総管路延長）	4.78%（H31）
・下水道BCPの策定	策定済（H28）
・下水道ストックマネジメント計画	策定済（H31）

### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

#### 【評価結果】

##### (道路ネットワークの整備)

- 大規模自然災害時に、町民の避難、救急救護活動、物資の供給などが迅速に行えるよう、国道とのアクセス道路や町内の幹線道路及び生活関連道路の整備を進め、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を北海道と連携して推進する必要がある。

##### (道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策)

- 道路施設については、道路管理者において日常的な点検を行い、交通安全施設も含めて順次対策を講じている。今後も引き続き日常点検を行い対応するとともに、目視では確認しきれない箇所については、総合的な道路点検を行うことを検討する必要がある。
- 橋梁については、定期的な点検・診断を行うこととしており、また、幌延町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、老朽化対策を含めた総合的かつ計画的に整備を推進している。

##### (鉄道施設の機能維持)

- 災害時における救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道及び鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続可能な鉄道網の確立に向けた取り組みを推進する必要がある。

##### (災害時における多様な交通手段の活用)

- 災害発生時に鉄道や自動車が利用できない時、自転車交通需要が急増することを考慮する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・橋梁長寿命化修繕計画の策定	策定済（H31 見直し）
・橋梁点検率	100%（H31）
・橋梁改修数	11 橋（H31）

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

#### 【評価結果】

##### (本社機能や生産拠点等の立地)

- 近年、全国的に相次ぐ自然災害や、人手不足の深刻化などにより、企業の事業継続に関するリスクマネジメントへの意識が高まる中、企業においては首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した北海道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の北海道への立地を促進するための取組を連携し強化する必要がある。

##### (企業における事業継続体制の強化)

- 従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン確保等に向けた事業継続体制構築など、様々な取組を通じた防災活動の推進が必要である。

##### (被災企業等への金融支援)

- 災害時に伴う経済環境の急変などにより、影響を受けた企業の事業の早期復旧と経営の安定を図るため金融支援によるセーフティネットの確保が必要である。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 企業誘致件数 1件 (H31)

### 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

#### 【評価結果】

##### (陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時における円滑な物資輸送を図るため、平時においても販路促進や流通の促進、流通拠点の耐震化など安全で信頼性の高い道路ネットワーク構築を図る必要がある。

#### 【指標（現状値）】

- ・ 災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定 3件 (H31)



## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

#### 【評価結果】

##### (森林の整備・保全)

- 本町の森林面積は総面積の約 62%を占めており、森林の持つ多面的な機能を活用し、総合的な利用や国土保全、生活環境保全機能の向上を図るため生産基盤の整備と合わせて生産施設や労働環境の改善に努めるため、関係機関が一体となって計画的に森林の整備を実施する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

##### (農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

#### 【指標（現状値）】

・ 森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量）	360 万 <sup>m</sup> （H31）
・ 森林整備事業量	
植栽	15.00ha（H31）
下刈	183.70ha（H31）
間伐	19.23ha（H31）

## (7) 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ	
<p>【評価結果】</p> <p>(災害廃棄物処理体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害発生時において、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理が求められることから、災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。</li> </ul> <p>(仮設住宅等の迅速な確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 被災者の住まいの迅速な確保、生活再建のため、復旧、復興のための土地の確保や住家の被害認定調査などの業務に関し、北海道等と連携しながら、研修等を通じ自治体職員の能力向上を図るとともに、被災市町村の業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な支援方法の検討を行う必要がある。</li> </ul>	
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・ 災害廃棄物処理計画策定 <span style="float: right;">未策定</span></p>	

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊	
<p>【評価結果】</p> <p>(災害対応に不可欠な建設業との連携)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。</li> </ul> <p>(建設業の担い手確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。</li> </ul> <p>(技術職員による応援体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 大規模災害時には、被災箇所の復旧・復興に向けた業務や避難所の運營業務など必要となる人員が不足することが想定されることから、「幌延町地域防災計画」や「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」の基づき応援体制づくりを図る必要がある。</li> </ul> <p>(地域コミュニティ機能の維持・活性化)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域における人と人のつながりは、地域の災害対応力に密接な関係があり、大規模災害が発生した場合、救助活動やその後の復旧・復興などに関して、地域コミュニティの担うべき役割が重要となることから、町内会や自主防災組織をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る必要がある。</li> </ul>	
<p>【指標（現状値）】</p> <p>・ 職員研修実施（防災） <span style="float: right;">年1回（H31）</span></p> <p>・ 町内会組織数 <span style="float: right;">24団体（H31）</span></p>	

## 第4章 幌延町強靱化のための施策プログラム の策定等

### 1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「幌延町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、本町のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、21の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

### 2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、北海道、本町、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

### 3 施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

---

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

『第6次幌延町総合計画』における基本目標の実現を図るとともに、リスクが与える影響の大きさや平時の効用、並びに「北海道強靱化計画」で示されたアクションプラン2020と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策プログラムを設定しました。

### 4 推進事業の設定

---

施策推進に必要な各事業のうち、本町が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については事業内容とともに別表に整理しました。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

## 5 幌延町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧

- ・脆弱性評価において設定した 20 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・重点化すべき施策項目については、各施策項目の末尾に**重点**と記載
- ・施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

### (1) 人命の保護

#### 1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

##### (住宅・建築物等の耐震化) **重点**

- 「幌延町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断や耐震改修ができる環境を整備、安全性の向上に関する普及啓発に努め耐震化の促進を図る。

##### (建築物等の老朽化対策) **重点**

- 小中学校等の公共施設の長寿命化、老朽化改修を進める。
- 耐震改修促進計画、公共施設等総合管理計画、長寿命化計画等の計画に基づき、定期的に建築物の安全点検と随時補修の実施、耐震強度維持など長寿命化を図る。

##### (避難場所の指定・整備・普及啓発) **重点**

- ハザードマップや町のホームページなどを活用して町民への周知を図る。
- 国や道の浸水想定区域の見直しや変更に合わせて、避難所などの見直し、整備を検討する。
- 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、福祉避難所の開設状況や避難方法に関して要配慮者への情報伝達体制の構築を進めるとともに、福祉避難所の対象者や位置付け等に関し住民への普及啓発に努める。

##### (緊急輸送道路等の整備) **重点**

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、市街地における沿道建築物の耐震化や道路整備を国と北海道と連携して計画的に推進する。

##### (火災予防と防火意識の高揚) **重点**

- 火災による被害の軽減や死傷者の発生を未然に防止するため、女性防火クラブと連携して住宅用火災警報器の設置を促進する。

(その他)

- 国の断層モデルの設定状況を踏まえ、地震・津波による被害軽減施策の検討を進める。

【指標】	現状値	目標値
・住宅の耐震化率	70.4% (H31)	95.0% (R6)
・公立小中学校の耐震化率	100% (H31)	100% (R6)
・指定緊急避難場所の指定状況	31 か所 (H31)	31 か所 (R6)
・指定避難所の指定状況	6 か所 (H31)	6 か所 (R6)
・福祉避難所の確保状況	3 か所 (H31)	3 か所 (R6)
・一般家庭における住宅用火災警報器設置率	90.0% (H31)	95.0% (R6)

【推進事業】
木造住宅耐震診断補助事業
木造住宅耐震改修補助事業
防災対策広報事業
女性防火クラブ活動事業

## 1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

### (警戒避難体制の整備等) **重点**

- 土砂災害警戒区域の更新に対応した避難所の再整備を推計する。
- 北海道などの関係機関と連携して、土砂災害警戒区域に指定された区域の土地利用の規制など、町民へ周知を図る。
- ハザードマップ等を活用して、災害（特別）警戒区域内の住民が自ら避難行動を起こすための意識づくりを進めるとともに、ハザードマップの更新など警戒避難体制の整備を促進する。

### (砂防設備等の整備、老朽化対策) **重点**

- 土砂災害のおそれがある箇所について、緊急性や必要性など情報提供を行うなど整備を実施するため、北海道と連携を図る。

【指標】	現状値	目標値
・土砂災害警戒区域指定数	13 か所 (H31)	13 か所 (R6)
・災害ハザードマップの作成	作成済 (H29.10更新)	必要に応じて更新

### 【推進事業】

防災対策広報事業（再掲）

### 1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

#### (津波避難体制の整備) **重点**

- 避難路の確認等を行い、関係機関との連絡体制の構築や避難訓練など避難体制の整備を図る。
- 今後、新たな津波浸水想定や津波災害警戒区域の設定がされるなどの情勢変化に応じて、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備を行う。
- 避難誘導に必要な標識や表示板の設置など、津波災害に対する整備を促進する。

【指標】	現状値	目標値
・ 災害ハザードマップの作成（再掲）	作成済（H29.10更新）	必要に応じて更新
・ 津波避難計画の作成	作成済（H31.3）	必要に応じて更新

#### 【推進事業】

防災対策広報事業（再掲）



## 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水ハザードマップの作成) **重点**

- 幌延町災害ハザードマップの周知に努めるとともに、必要に応じて更新する。

(河川改修等の治水対策)

- 内水による冠水や浸水被害を未然に防ぐために雨水管の整備を進めていくとともに、河川の治水対策を北海道と連携し計画的に整備を行う。
- 関係機関に対し、河川改修及び河川閉塞対策に向けた要請を図る。
- 関係機関に対し、海岸浸食対策等の推進に向けた要請を図る。

(地下施設の防災対策)

- 浸水想定区域内の地下施設における避難確保計画及び浸水防止計画の作成など、地下施設の防災対策を促進する。

【指標】	現状値	目標値
・災害ハザードマップの作成（再掲）	作成済（H29.10更新）	必要に応じて更新

### 【推進事業】

防災対策広報事業（再掲）

## 1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

### (冬道の対策) **重点**

- 安定的な除雪体制が確保できるよう、除雪機械の計画的な更新など、持続可能な除雪体制整備を推進する。

### (道路環境の向上) **重点**

- 暴風雪時には交通障害の発生や通行止めなどの情報を迅速に共有する体制を整備し、住民や滞在者等への情報伝達体制の強化を実施する。

### (除雪体制の確保)

- 各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な確保など相互支援体制を強化する。また、冬期間の災害による被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪体制を確保する。
- 将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強に努めるとともに、除雪事業者の確保・担い手不足の解消に取り組む。

【指標】	現状値	目標値
・ 除雪車両台数	14台 (H31)	14台 (R6)
・ 町道及び公共施設除雪延長	102路線 111.6km (H31)	現状維持
	公共施設 30か所 (H31)	現状維持

### 【推進事業】

除雪車両更新等事業

町道及び公共施設除排雪事業

幌延町商工業雇用促進事業

幌延町商工業人材育成支援事業

## 1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策) **重点**

- 避難所等における防寒対策として、民間事業者と連携して停電時でも安全に使用できる暖房器具や発電機、携帯用トイレなどの備蓄を促進する。
- 応急仮設住宅の建設工程や仕様の検証等を行い、積雪寒冷な気候や暑さ、使い勝手等を考慮した標準仕様の検討を進める。
- 厳冬期特有のリスクを想定した避難訓練や避難所運営訓練、防災教育を通じた普及啓発を促進する。

【指標】	現状値	目標値
・石油ストーブ	40 台 (H31)	49 台 (R6)
・発電機	8 台 (H31)	8 台 (R6)
・毛布	840 枚 (H31)	1800 (R6)

### 【推進事業】

防災資機材等整備事業

## 1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化)

- 大規模自然災害の発生時においては、災害現場情報の収集や関係機関へ迅速で的確な情報伝達を図るため、伝達手段などの計画的な整備を図る。
- 被災状況や避難に関する情報について、報道関係機関への情報提供をはじめ、IP告知端末機、緊急速報メール等、様々な周知広報媒体を組み合わせ、迅速かつ適切に情報を伝達するため、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした伝達技術等の習熟を図る。

(地域防災活動の推進) **重点**

- 今後、災害時の円滑な情報伝達及び地域防災力の向上と地域住民等による「共助」の浸透を図るため、地域防災マスター制度等を活用し、組織結成を促進するなど地域防災力の向上に向けた取組を進める。

(住民等への情報伝達体制の強化) **重点**

- 災害時における住民安否情報確認のため、国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制構築に努める。
- 広報車、IP告知端末機、防災行政無線システムの活用等、要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達と、災害により孤立する危険のある町の区域の被災者、帰宅困難者等の情報入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。
- 災害時に本町をはじめ町内会や自主防災組織など地域住民が避難行動要支援者の名簿を活用して避難が円滑に進むための体制整備に努める。
- デマや根拠のない情報により住民に不安等を与えないよう、北海道警察や関係機関、報道機関と連携を図り、迅速で正確な情報発信が可能となる体制を構築する。

(外国人を含む観光客等への情報伝達対策) **重点**

- 災害発生時に、外国人を含む住民や観光客等滞在者の安全を確保し、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導などを行うため、多言語による災害情報の提供や相談窓口の強化など、本町や関係機関が連携した受入体制の整備に努める。
- 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、英語表記やピクトグラム表記の道路案内標識等の整備に努める。

(防災教育の推進) **重点**

- 地域全体での「自助」、「共助」、「公助」による防災意識のより一層の浸透を図るため、町内会等への出前講座等を実施する。
- 今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を進める。

【指標】	現状値	目標値
・ 自主防災組織数	12 団体 (H31)	12 団体 (R6)
・ 町内小中学校の防災訓練実施延べ回数	年 6 回 (H31)	年 6 回 (R6)

### 【推進事業】

自主防災組織育成事業

## (2) 救助・救急活動等の迅速な実施

### 2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

#### (支援物資の供給等に係る連携体制の整備) **重点**

- 物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において、各関係団体等が応援協定を締結しており、適宜協定内容の見直しを行うとともに、協定締結機関や団体、住民が参加する防災訓練など平時の活動も推進する。
- 社会福祉協議会などの関係機関と連携したボランティア等の受入体制の整備とボランティア支援をコーディネートする人材の育成を促進するとともに、災害時における円滑なボランティア受入窓口の設置及び活動環境の整備を図る。
- 広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公共施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する。

#### (非常用物資の備蓄促進) **重点**

- 「幌延町防災備蓄品計画」に基づき、あらかじめ食料関係機関及び保有事業者と食料調達に関する協定を締結するなど、災害時における食料等の確保・供給に努める。
- 家庭や企業等における備蓄について、最低3日間、可能であれば1週間分の食料や飲料水、生活必需品の備蓄や非常用電源の確保が重要であり、SNS等を活用するなど、啓発活動を強化し、各当事者の自発的な取組を促進する。
- 町内会や自主防災組織などにおいて、非常時に持ち出すことが困難な物資の備蓄方法を検討するなど、地域における備蓄体制の構築を促進する。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、町の非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組の促進、要配慮者向け物資等の備蓄や支援物資に係る協定の重要性を周知し、その充実を図る。

【指標】	現状値	目標値
・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関）	21件（H31）	現状維持
・ 幌延町防災備蓄品計画の策定	策定済（H28）	必要に応じて更新

#### 【推進事業】

防災訓練の実施

防災資機材等整備事業（再掲）

## 2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

### (防災訓練等による救助・救急体制の強化) **重点**

- 継続的に各防災関係機関と緊密に連携しながら、総合訓練及び個別訓練を実施する。
- 災害対策に係る講習や医療に関する研修を実施し、総合的な人材育成の取組を進める。
- 地域防災力、水防力の維持・強化には地域住民や事業所による消防団活動への理解や活動参加を促すことにより、消防団への加入促進を図る。

### (自衛隊体制の維持・拡充)

- 大規模災害時の対応力強化に向け、自衛隊の体制維持への支援や平時からの連携に努める。

### (消防施設等の整備)

- 災害対応能力の維持及び強化のため、消防車両・資機材等の計画的な更新・配備に加え消防団の装備の充実及び増員を促進する。

### (救急体制の充実)

- 救急救命士を計画的に養成及び教育するとともに、住民等に対して応急手当等の普及を推進する必要がある。

### (救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 警察、消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の整備を図る。
- 大規模自然災害時に通信ネットワークを確保するための情報基盤の整備として、デジタル化された消防救急無線の増強及び更新により、災害対応力の強化を図る。

【指標】	現状値	目標値
・ 防災訓練の実施回数	年1回 (H31)	年1回 (R6)
・ 消防団団員数	61人 (H31)	68人 (R6)
・ 救命講習会開催回数	14回 (H31)	20回 (R6)

### 【推進事業】

防災訓練の実施

救急救命士養成事業

救急隊員教育訓練事業

消防施設整備事業

## 2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

### (保健所機能の充実) **重点**

- 平時から感染症対策として定期的な予防接種を実施するとともに、関係機関と連携して感染症予防に関する知識の普及と未接種者への勧奨に努める。

### (被災時の医療支援体制の強化)

- 災害規模に応じて、医師会、歯科医師団に対し派遣要請を行うとともに、災害急性期は北海道に対して、災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を要請する等、災害時支援体制の強化を推進する。
- 病院施設や付随する医療機械の整備、医師をはじめとした医療従事者の確保並びに災害医療研修の充実に努め、災害時の対応力向上を図る。

### (避難所等の生活環境の整備、健康・感染症対策) **重点**

- 避難所において、避難者の健康面に配慮した食事の提供や段ボールベッドなど生活環境の改善に必要な備品やトイレ環境の充実に努める。
- 車中など避難所以外への避難者への対応について検討を進める。
- 避難所生活での感染症の流行やトイレ等の住環境の悪化、エコノミークラス症候群、ストレス性の疾患が多発しないよう、関係機関と連携して予防活動を継続的に行う。
- 避難所運営に当たり、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底する。

### (災害時拠点医療機関等の機能強化)

- 緊急時に必要な機能が維持できるよう医療機関の自家発電設備等の整備を促進する。

### (災害時における福祉的支援) **重点**

- 社会福祉協議会や民生委員など福祉関係者との連携を図り、地域の高齢者や障がい者等の要配慮者の把握に努める。
- 要配慮者家族への自助・共助の啓発、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制を整備する。また、福祉避難所における災害用資機材や物資の整備及び要配慮者への相談助言体制の推進を図る。



【指標】	現状値	目標値
・予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチン（2期）の接種率	95.2%（H31）	100%（R6）
・特定健康診査受診率	34.1%（H31）	60.0%（R6）
・避難行動要支援者名簿の整備	整備済（H28）	随時更新

【推進事業】
予防接種事業
特定健康診査事業
防災資機材等整備事業（再掲）
幌延町新型コロナウイルス感染症対策本部会議

### (3) 行政機能の確保

#### 3-1 町内における行政機能の大幅な低下

##### (災害対策本部機能等の強化)

- 災害対策本部の機能強化に向け、地域防災計画や業務継続計画の見直し、職員の災害対応能力の向上、本部機能の維持に必要な資機材の整備を促進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御に重要な役割を担う消防団の機能強化を促進する。
- 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の維持確保に不可欠な庁舎、警察署、消防本部等、行政施設の耐震化及び非常用電源設備の整備を促進するとともに、十分な燃料の備蓄を促進する。また、停電時には、外国人観光客等滞在者を含む被災者に対し庁舎等を開放するなど電源の提供に努める。

##### (業務継続体制の整備) **重点**

- 災害発生時に行政サービス機能の低下を招かないよう必要最小限の人員を配置するなど、災害時における行政業務の継続体制の確保に努める。
- 行政情報システム機能の維持・継続を図るため、情報システムの機能維持のための取組を図る。

##### (IT部門における業務継続体制の整備) **重点**

- 情報システムの機能を維持・継続するために、システムに係るサーバーのデータセンターへの移設など「IT部門における業務継続計画」の策定に努めるとともに、取組を計画的に進める。

##### (広域応援・受援体制の整備)

- 大規模災害が発生した場合の災害応急体制の確保を図るため、北海道や他市町村との応援・受援体制の充実を図る。

##### (行政情報等のバックアップ体制の整備)

- 大災害時における行政機能のバックアップについて、国、北海道の取組状況を見極めながら、バックアップに必要な受入環境の整備や誘致活動など必要な取組を推進する。
- 地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努める。

【指標】	現状値	目標値
・業務継続計画（BCP）の策定	未策定（H31）	策定（R6）
・業務継続計画（IT）の策定	未策定（H31）	策定（R6）
・職員初動マニュアル作成	未策定（H31）	策定（R6）

【推進事業】
地域防災計画改定事業
幌延町防災会議事業
防災資機材等整備事業（再掲）
防災訓練の実施

## (4) ライフラインの確保

### 4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

#### (再生可能エネルギーの導入拡大) **重点**

- 本道における再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、エネルギー関連の実証・開発プロジェクトの誘致・集積など、関連施策を総合的に推進する。

#### (電力基盤等の整備)

- 被災による停電時における電力供給機能を確保するため、北海道胆振東部地震による全道停電の教訓を踏まえた対策や非常時にも対応可能な設備の導入、普及など電源の多様化に努めるとともに、エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギーの導入を促進する。

#### (多様なエネルギー資源の活用) **重点**

- 本町における環境的特性を活かした再生可能エネルギーの導入の取り組みと、北海道と連携してエネルギー構成の多様化の推進を図る。

#### (石油燃料供給の確保) **重点**

- 本町と石油供給関連事業者との間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を促進する。

【指標】	現状値	目標値
・ 公共施設太陽光発電導入済み公共施設数	4 施設 (H31)	現状維持
・ 幌延町バイオマス産業都市構想	策定済 (H30)	必要に応じて更新
・ 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定件数	2 件 (H31)	現状維持

#### 【推進事業】

風力発電事業推進支援事業

再生可能エネルギー等啓発事業

公共施設太陽光発電事業

バイオマス産業都市構想

## 4-2 食料の安定供給の停滞

### (食料生産基盤の整備) **重点**

- 平時はもとより災害時においても地域防災・減災対策を含め、酪農関連施設などの生産基盤の整備を着実に推進する。
- 酪農生産者の経営安定化を図るために、引き続き国や北海道の事業を活用しながら農業基盤整備に取り組むとともに、災害に強い生産基盤整備についての支援を進める。

### (酪農業の体質強化)

- 本町の基幹産業である酪農業について、地域における農産物の供給減や食料自給率の低下につながることから次世代の担い手育成や確保対策を進める。

### (生鮮食料品の流通体制の確保)

- 災害時における生鮮食料品の安定供給を確保するため、平時においても販路促進や流通の促進を図るほか、業者間の協定締結など、相互応援体制の確保を図る。

【指標】	現状値	目標値
・ 農業就業人口	220 人 (H31)	維持
・ 幌延町農業振興地域整備計画	策定済 (H10 見直し)	必要に応じて更新

### 【推進事業】

農業生産基盤整備事業

農業用水道施設改修事業

農地防災事業

多面的機能発揮促進事業

中山間地域等直接支払事業

生乳生産拡大事業

酪農・肉用牛・近代化施設整備支援事業

畜産クラスター事業

担い手育成支援センター事業

新規就農者支援事業

### 4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

#### (水道施設の耐震化、老朽化対策等) **重点**

- 安定給水確保のため、浄水場・配水管等の計画的かつ効率的な更新及び耐震化を進め、特に、配水管のうち耐震性の低い「CIP（鋳鉄管）」については、耐震性に優れている水道管（耐震管）への更新を行う。

#### (水道施設の防災機能の強化)

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池、配水管、浄水場など水道施設の耐震化や浸水対策などに加え、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの老朽化対策を促進する。
- 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、応急給水体制の整備を促進するとともに、水道関連団体等との連携による研修等を通じ、災害対応を担う人材の育成を行う。

#### (下水道施設等の防災・老朽化対策) **重点**

- 災害時に備えた下水道 BCP については、国の策定マニュアルの改定に伴う見直しを進める。
- 下水道ストックマネジメント計画等に基づき、下水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に行う。

【指標】	現状値	目標値
・配水管における鋳鉄管割合 (CIP（鋳鉄管）延長/総管路延長)	4.78% (H31)	4.00% (R6)
・下水道 BCP の策定	策定済 (H28)	必要に応じて更新
・下水道ストックマネジメント計画	策定済 (H31)	必要に応じて更新

#### 【推進事業】

簡易水道配水管更新事業

簡易水道施設整備事業（生活基盤近代化事業・基幹改良）

下水道施設等改修事業

#### 4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

##### (道内交通ネットワークの整備) **重点**

- 北海道とも連携して、国道とのアクセス道路や町内の幹線道路及び生活関連道路の整備を進め、緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を推進する。

##### (道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策) **重点**

- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、幌延町橋梁長寿命化修繕計画に基づき計画的な施設の補修・更新を行い、適切な維持管理に努める。

##### (鉄道施設の機能維持)

- 災害時における救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、北海道及び鉄道事業者との適切な役割分担のもと、持続可能な鉄道網の確立に向けた取り組みを推進する。

##### (災害時における新たな交通手段の活用)

- 大規模災害でのガソリン不足や交通渋滞の発生等により、移動手段として自転車の活用のメリットが再認識されていることから、災害時に利用可能な新たな交通手段の活用方法や被災状況の早期把握手法のあり方等について検討する。

【指標】	現状値	目標値
・ 橋梁長寿命化修繕計画の策定	策定済 (H31 見直し)	必要に応じて更新
・ 橋梁点検率	100% (H31)	100% (R6)
・ 橋梁改修数	10 橋 (H31)	19 橋 (R6)

#### 【推進事業】

道路改良事業

道路メンテナンス事業補助（橋梁長寿命化事業）

宗谷本線活性化推進協議会事業

## (5) 経済活動の機能維持

### 5-1 サプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(本社機能や生産拠点等の立地) **重点**

- 経済活動のリスク分散とサプライチェーンの複線化に資するため、北海道のバックアップ拠点としての優位性と本町の立地的な強みを活かし、本社機能や生産拠点の移転を北海道と連携して促進する。

(企業における事業継続体制の強化)

- 従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーン確保等に向けた事業継続上の取組実施など、様々な取組を通じた防災活動の推進に努める。

(被災企業等への金融支援)

- 災害時に伴う経済環境の急変などにより、影響を受けた企業の事業の早期復旧と経営の安定を図るため金融支援を行う。

【指標】	現状値	目標値
・企業誘致件数	1件 (H30)	2件 (R6)

#### 【推進事業】

幌延町商工業等振興促進事業

幌延町商工業経営力向上促進事業

幌延町中小企業融資事業

新型コロナウイルス対策資金融資利子補給事業



## 5-2 町内外における物流機能等の大幅な低下

(陸路における流通拠点の機能強化)

- 災害時における円滑な物資輸送を図るため、平時においても販路促進や流通の促進、流通拠点の耐震化など安全で信頼性の高い道路ネットワークの構築に努める。

【指標】	現状値	目標値
・災害時における物資の緊急・救援輸送に関する協定	3件 (H31)	現状維持

## (6) 二次災害の抑制

### 6-1 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(森林の整備・保全)

- 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する。
- エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域の共同活動等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

【指標】	現状値	目標値
・ 森林の蓄積（二酸化炭素貯蔵量）	360 万m <sup>3</sup> (H31)	現状維持
・ 森林整備事業量		
植栽	15.00ha (H31)	25.00ha (R6)
下刈	183.70ha (H31)	現状維持
間伐	19.23ha (H31)	20.00ha (R6)

#### 【推進事業】

民有林造林促進事業

町有林整備事業

森林整備促進事業

未来につなぐ森づくり推進事業

有害鳥獣対策事業

国営総合農地防災事業

中山間地域等直接支払事業

多面的機能発揮促進事業

## (7) 迅速な復旧・復興等

### 7-1 災害廃棄物の処理の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物処理体制の整備) **重点**

- 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、災害廃棄物処理計画の策定を促進するとともに、大規模自然災害時に備え、北海道、近隣市町村における相互協力支援体制の構築に努める。

(仮設住宅等の迅速な確保)

- 大規模自然災害時における、被災を受けた宅地や建物、上下水道などの調査業務を迅速に進めるため、北海道などの関係機関と連携して、早期復旧、復興に向けた講習会への参加を促し、人材育成を図る。
- 被災市町村の業務が過重とならないよう、事前に職員の派遣など必要な支援方法について検討する。

【指標】	現状値	目標値
・災害廃棄物処理計画策定	未策定 (H31)	策定 (R5)

## 7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- 社会インフラの維持や災害時の復旧・復興を迅速に進めるため、建設業者と連携して復旧支援体制の構築に努めるとともに、専門的技術等の活用を図る。

(建設業の担い手確保)

- 災害時の復旧・復興に加え、今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを推進するため、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む。

(技術職員による応援体制) **重点**

- 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、行政職員の応援・受援体制を強化する。

(地域コミュニティ機能の維持・活性化) **重点**

- 災害時においても復旧・復興が迅速かつ円滑になされるよう、住民に対し、多様な主体との交流・ネットワーク構築の場を提供するとともに、町内会や自主防災組織をはじめとする地域コミュニティを再生し、併せてその活性化を図る。

【指標】	現状値	目標値
・ 職員研修実施 (防災)	年1回 (H31)	年1回 (R6)
・ 町内会組織数	24 団体 (H31)	24 団体 (R6)

### 【推進事業】

幌延町商工業人材育成支援事業

幌延町商工業雇用促進事業

地域防災マネージャー制度

地域コミュニティ形成事業

# 第5章 計画の推進管理

## 1 計画の推進方法

### (1) 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要です。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげます。

#### 《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

### (2) PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、さらなる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、幌延町強靱化のスパイラルアップを図ります。

